明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**一二）　二
○検疫所長等服制の一部を改正する省令（**厚生労働**三一）　三
○特許法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**一〇）　六
○特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一一）　九
○タクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（**国土交通**一五）　四三

〔告　示〕

○地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**内閣府**二一）　四六
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**二二）　四九
○消費者庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（**消費者庁**五）　四九
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**七）　五〇
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**一一）　五〇
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**一二）　五一
○地方公務員等共済組合法第百十二条第六項に規定する公立学校共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の全部を改正する件（**文部科学**二五）　五二
○令和六年度において使用される特別支援学校用教科書の定価を認可した件（**同**二六）　五三
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**厚生労働**四一）　五四
○検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件（**同**四二）　五四
○検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部を改正する告示（**同**四三）　五五
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件（**同**四四）　五六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**四五）　五六
○令和六年度の献血の推進に関する計画を定める件（**同**四六）　五七
○タクシー業務適正化特別措置施行規程の一部を改正する告示（**国土交通**一三四）　五七
○道路に関する件（**東北地方整備局**二一～二三）　五八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**二四）　五八
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**四四）　五九
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**二一、二二）　六〇
○道路に関する件（**中国地方整備局**二二～二四）　六〇
○道路に関する件（**四国地方整備局**一三、一四）　六一
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**二一）　六一

〔官庁報告〕

官庁事項　六二
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　六六
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　六六

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和五年十二月分）（財務省）　六七

〔公　告〕

諸事項

官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　八一
裁判所
破産、免責、再生関係　八七
特殊法人等
社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　一四一
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　一四七
会社その他　一四八
会社決算公告　一五〇

省　令

○総務省令第十二号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～102　略］ 103‖　法別表第一の七十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　被保護者又は被保護者であった者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であって生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関（以下「保護の実施機関」という。）に対して当該情報（法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）を提供するために行うもの 二　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答のために必要となるその者に関する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であって保護の実施機関に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの 104‖～107　［略］ 108‖　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　健康保険法による被保険者（同法附則第三条の特例退職被保険者を含む。以下この項において同じ。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答（第百二項第二号に掲げるものを除く。）のために必要となるその者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの ［二～四十七　略］ 109‖～189‖　［略］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～26　略］ 27　法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～102　同上］ ［新設］ 103‖～106‖　［同上］ 107　法別表第一の七十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　健康保険法による被保険者（同法附則第三条の特例退職被保険者を含む。以下この項において同じ。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答（第百二項第二号に掲げるものを除く。）のために必要となるその者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）を提供するために行うもの ［二～四十七　同上］ 108‖～188‖　［同上］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～26　同上］ 27　［同上］ ［一　同上］

改正後	改正前
二　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［三～八　略］ ［28～67　略］	二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［三～八　同上］ ［28～67　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年三月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十一号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三十一条第二項の規定に基づき、検疫所長等服制の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

検疫所長等服制の一部を改正する省令

検疫所長等服制（昭和二十七年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表			**別表**		
一　共通			（新設）		
名称		摘要	（新設）		（新設）
甲帽			（新設）		（新設）
	地質	黒色の化学繊維及び麻の混紡織物とする。		（新設）	（新設）
	製式	円型とし、黒色艶消しのビニールシート製前ひさし及びあごひもをつけ、そのあごひもの両端は、帽の両側において、いぶし銀色のボタン各一個で留める。 形状及び寸法図のとおり。		（新設）	（新設）
	前章	黒色の台地にけい素樹脂製の金色のＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥ　ＭＩＮＩＳＴＲＹ　ＯＦ　ＨＥＡＬＴＨ，ＬＡＢＯＵＲ　ＡＮＤ　ＷＥＬＦＡＲＥの文字を配するとともに、銀色のいかり、五翼及びＱ字を交配し、金色の桜葉九枚で抱き合わせる。 形状及び寸法図のとおり。		（新設）	（新設）
	帽章	検疫所長及び検疫所支所長にあっては、前ひさしの前縁に沿ってけい素樹脂製の金色の桜模様を付ける。 種別形状及び寸法図のとおり。		（新設）	（新設）
乙帽			（新設）		
	地質	甲帽に同じ。	（新設）	（新設）	（新設）
	製式	ひさしを出したハイバック型とし、あごひもをつけ、そのあごひもの両端は、帽の両側において、黒色のボタン各一個で留め、側面に黒色のリボンを巻く。 形状図のとおり。	（新設）	（新設）	（新設）

	前章	甲帽に同じ。	
	帽章	甲帽に同じ。	
二　男性	名称	摘要	
	（削る）	（削る）	
	（削る）	（削る）	
	（削る）	（削る）	
	（削る）	（削る）	
	（削る）	（削る）	
上衣	地質	黒色の化学繊維織物又は毛及び化学繊維の混紡織物とする。	
	製式	シングル背広型とし、肩章を付け、肩章の外側の端を肩の縫目に縫い込み、内側の端をいぶし銀色のボタンで留める。前面にはいぶし銀色のボタン三個を一行に付ける。ポケットは左上部に胸章用を一個、左下部に一個、右下部に上下各一個とし、左下部及び右下部の上下のポケットにはフラップを付ける。後面にはサイドベンツを入れる。 形状及び寸法図のとおり。	
	胸章	けい素樹脂製とし、銀色の台地に黒色のＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥの文字を配する。検疫所長にあっては金色の桜章六個及び金色の線三本を、検疫所の次長、企画	

	（新設）	（新設）	
	（新設）	（新設）	
一　男子	名称	摘要	
帽	地質	濃紺又はこれと類似色の毛織物、化学繊維織物又は毛及び化学繊維の混紡織物とする。	
	製式	円型とし、黒皮製前ひさし及び外側に金線平織模様を縫いつけたあごひもをつけ、そのあごひもの両端は、帽の両側において、いぶし金色のボタン各一個で留める。雨雪天又は荒天の場合は、雨覆をつける。 形状図のとおり。	
	前章	黒色の台地にモール製の金色のいかり、銀色の五翼、銀色のＱ字を交配し、銀色のつぼみを持つ金色の桜葉七枚で抱き合わせる。 形状、寸法図のとおり。	
	周章	黒色又は地質と類似色の斜子縁とし、帽の周囲にこれを付ける。 形状、寸法図のとおり。	
	帽章	検疫所長及び検疫所支所長にあつては、前ひさしの前縁に沿つて金線刺しゆうの桜模様を付ける。 種別形状図のとおり。	
上衣	地質	帽に同じ。	
	製式	シングル背広型とし、肩章を付け、肩章の外側の端を肩の縫目に縫い込み、内側の端をいぶし金色のボタンで留める。前面にはいぶし金色のボタン三個を一行に、左右のそでにはいぶし金色のボタン各二個を一行に付ける。ポケットは左上部に一個、左下部に一個、右下部に上下各一個とし、左下部及び右下部の下のポケットにはフラップを付ける。後面にはセンターベンツを入れる。 形状図のとおり。	
	胸章	金属製とし、銀色の台地に黒色のＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥの文字を配する。検疫所長にあっては金色の線三本を、検疫所支所長及び検疫所出張所長並びに検疫所	

調整官、羽田空港検疫所支所長及び同相当職にあっては金色の桜章五個及び金色の線二本を、検疫所支所長（羽田空港検疫所支所長を除く。）、課長（検疫所支所の課長を除く。）、上席空港検疫管理官、上席空港検疫看護管理官及び同相当職にあっては金色の桜章四個及び金色の線一本を台地の下に、金色のいかり、五翼及びＱ字を交配したものをそれぞれ台地の中央に配する。検疫所支所の課長及び同相当職にあっては金色の桜章三個及び金色の線三本を、課長補佐及び同相当職にあっては金色の桜章二個及び金色の線二本を、係長及び同相当職にあっては金色の桜章一個及び金色の線一本を、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一イ行政職俸給表㈠の職務の級三級の主任にあっては銀色の丸章三個及び銀色の線三本を、同表の職務の級二級の主任及び同相当職にあっては銀色の丸章二個及び銀色の線二本を、これら以外の検疫官にあっては銀色の丸章一個及び銀色の線一本を台地の下に、銀色のいかり、五翼及びＱ字を交配したものをそれぞれ台地の中央に配する。また、これらをＡＢＳ樹脂製の黒色の差し込み用プレートに接着する。 形状及び寸法図のとおり。	エンブレム	黒色の台地にけい素樹脂製の金色のＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥ及び銀色のＭＩＮＩＳＴＲＹ　ＯＦ　ＨＥＡＬＴＨ，　ＬＡＢＯＵＲ　ＡＮＤ　ＷＥＬＦＡＲＥの文字を配する。その下に銀色のいかり、五翼及びＱ字を交配したものを配する。 形状及び寸法図のとおり。	袖章	黒色の台地にけい素樹脂製の銀色のＭＩＮＩＳＴＲＹ　ＯＦ　ＨＥＡＬＴＨ，　ＬＡＢＯＵＲ　ＡＮＤ　ＷＥＬＦＡＲＥの文字を配する。その上に銀色のいかり、五翼及びＱ字を交配し、銀色の桜葉六枚で抱き合わせる。 形状及び寸法図のとおり。	ズボン
			地質	上衣に同じ。	
			製式	長ズボンとする。左右にアジャスターを付け、両わきに各一個、左右後方に各一個のポケットを付ける。左後方のポケットにはフラップを付け、黒色のボタン一個で留める。 形状図のとおり。	

の次長、企画調整官、課長及び同相当職にあっては金色の線二本を、検疫所支所の課長並びに課長補佐及び同相当職にあっては金色の線一本を、係長及び同相当職にあっては黒色の線三本を、主任及び同相当職にあっては黒色の線二本を、これら以外の検疫官にあっては黒色の線一本を台地の右に配する。 形状、寸法及び着用部位図のとおり。	エンブレム	黒色のアーチ型台地に金色のＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥの文字を配する。 形状、寸法及び着用部位図のとおり。	（新設）		ズボン
			地質	帽に同じ。	
			製式	長ズボンとし、すそはシングルとする。両わきに各一個、左右後方に各一個のポケットを付ける。左後方のポケットにはフラップを付け、地質と類似色のボタン一個で留める。 形状図のとおり。	

（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
夏服上衣	地質	青色に白色及び黄色のストライプ柄の化学繊維並びに麻、綿及び化学繊維の混紡織物とする。				
	製式	ボタンダウン襟半そで型又は長そで型とし、肩章を付け、肩章の外側の端を肩の縫目に縫い込み、肩章ワッペンを装着し、内側を黒色のボタンで留める。前面には、黒色のボタン七個を一行に付け、ポケットは左上部に胸章用を一個、左右中部に各一個とし、左右中部のポケットにはフラップを付け、後面は、背ヨーク付きとする。半そでにあっては左右のそで口は内側に折り返しとし、長そでにあっては左右のそで口にカフスを設け、黒色のボタンをカフス部分に二個、剣ボロ部分に一個付ける。 形状図のとおり。				
	胸章	上衣に同じ。				
	エンブレム	上衣に同じ。				
夏服ズボン	地質	黒色の化学繊維織物又は麻及び化学繊維の混紡織物とする。				
	（略）	（略）				

夏帽	地質	濃灰色の化学繊維織物又は麻及び化学繊維の混紡織物とする。				
	製式	円形とし、黒皮製前ひさし及び外側に銀線平織模様を縫いつけたあごひもをつけ、そのあごひもの両端は、帽の両側において、銀色のボタン各一個で留める。雨雪天又は荒天の場合は、雨覆をつける。 形状帽に同じ。				
	前章	帽に同じ。				
	周章	帽に同じ。				
	帽章	検疫所長及び検疫所支所長にあつては、前ひさしの前縁に沿つて銀線刺しゆうの桜模様を付ける。 種別形状帽に同じ。				
夏服上衣	地質	薄灰色の麻、綿及び化学繊維の混紡織物とする。				
	製式	ボタンダウン襟半そで型とし、肩章を付け、肩章の外側の端を肩の縫目に縫い込み、肩章止めを装着し、内側を黒蝶貝色のボタンで留める。前面には、黒蝶貝色のボタン七個を一行に付け、比翼式とし、左右のそでは内側に折返しとし、ポケットは左上部に一個とし、フラップを付け、後面は、背ヨーク付きとする。 形状図のとおり。				
	胸章	上衣に同じ。 着用部位図のとおり。				
	エンブレム	黒色のアーチ型台地に銀色のＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥの文字を配する。 形状、寸法上衣に同じ。 着用部位図のとおり。				
夏服ズボン	地質	夏帽に同じ。				
	（略）	（略）				

三　女性

名称	摘要
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
上衣	
地質	男性上衣に同じ。
製式	男性上衣に同じ。 形状図のとおり。
胸章	男性上衣に同じ。
エンブレム	男性上衣に同じ。
袖章	男性上衣に同じ。
ベスト	
地質	男性上衣に同じ。
製式	V字型襟開きとし、肩章を付け、肩章の外側の端を肩の縫目に縫い込み、内側をいぶし銀色のボタンで留める。前面には、いぶし銀色のボタン一個を付ける。中央を開け、比翼式とし、ファスナーで留める。ポケットは左上部に胸章用を一個、左右下部に各一個とし、左右下部のポケットにはフラップを付ける。後面には調整ベルトを付ける。 形状及び寸法図のとおり。
胸章	男性上衣に同じ。
甲ズボン	
地質	男性上衣に同じ。
製式	男性ズボンに同じ。 形状図のとおり。

二　女子

名称	摘要
帽	
地質	男子帽に同じ。
製式	ひさしを出したハイバック型とし、頭下部に濃紺色のリボンを巻く。 形状図のとおり。
前章	男子前章のうち、いかり、Q字、五翼のみ交配する。 形状、寸法図のとおり。
帽章	男子帽に同じ。
上衣	
地質	男子帽に同じ。
製式	シングル背広型とし、肩章を付け、肩章の外側の端を肩の縫目に縫い込み、内側の端をいぶし金色のボタンで留める。前面にはいぶし金色のボタン一個を、左右のそでにはいぶし金色のボタン各二個を一行に付ける。ポケットは左上部に一個、左下部に一個、右下部に上下各一個とし、左下部及び右下部の下のポケットにはフラップを付ける。後面にはセンターベンツを入れる。 形状図のとおり。
胸章	男子上衣に同じ。
エンブレム	男子上衣に同じ。
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
ズボン	
（新設）	（新設）
地質	男子帽に同じ。
製式	男子ズボンに同じ。

乙ズボン	地質	男性上衣に同じ。
	製式	長ズボンとする。左右内側にバンドアジャスターを付ける。両わきに各一個、左右後方に各一個のポケットを付ける。左後方のポケットには黒色のボタン一個を付ける。 形状図のとおり。
甲スカート	地質	男性上衣に同じ。
	製式	Aラインスカートとし、左わきを開け、ファスナーで留める。両わきに各一個、左右後方に各一個のポケットを付ける。左後方のポケットにはフラップを付け、黒色のボタン一個で留める。 形状図のとおり。
乙スカート	地質	男性上衣に同じ。
	製式	V字型襟開きのジャンパースカートとし、肩章を付け、肩章の外側の端を肩の縫目に縫い込み、内側をいぶし銀色のボタンで留める。前面には、いぶし銀色のボタン一個を付ける。中央を開け、比翼式とし、ファスナーで留める。ポケットは左上部に胸章用を一個、左右下部に各一個を付ける。後面には調整ひもを付ける。 形状及び寸法図のとおり。
	胸章	男性上衣に同じ。
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
夏服上衣	地質	男性夏服上衣に同じ。
	製式	男性夏服上衣に同じ。 形状図のとおり。

（新設）	（新設）	（新設）
スカート	地質	男子帽に同じ。
	製式	タイトスカートとし、左わきを開け、ファスナーで留める。両わきに各一個、左右後方に各一個のポケットを付ける。左後方のポケットにはフラップを付け、地質と類似色のボタン一個で留める。 形状図のとおり。
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
夏帽	地質	男子夏帽に同じ。
	製式	ひさしを出したハイバック型とし、頭下部に黒色のリボンを巻く。 形状帽に同じ。
	前章	帽に同じ。
	帽章	男子帽に同じ。
夏服上衣	地質	男子夏服上衣に同じ。
	製式	ボタンダウン襟半そで型とし、肩章を付け、肩章の外側の端を肩の縫目に縫い込み、肩章止めを装着し、内側を黒蝶貝色のボタンで留める。前面には、黒蝶貝色のボタン七個を一行に付け、比翼式とし、胸から裾までのダーツを左右各一条付け、左右のそでは内側に折返しとし、ポケットは左上部に一個とし、フラップを付ける。 後面は背ヨーク付とし、腰から裾までのタックを左右各一条付ける。 形状図のとおり。

胸章	男性上衣に同じ。
エンブレム	男性上衣に同じ。
夏服ベスト	
地質	男性夏服ズボンに同じ。
製式	ベストに同じ。
胸章	男性上衣に同じ。
夏服甲ズボン	
地質	男性夏服ズボンに同じ。
製式	甲ズボンに同じ。
夏服乙ズボン	
地質	男性夏服ズボンに同じ。
製式	乙ズボンに同じ。
夏服甲スカート	
地質	男性夏服ズボンに同じ。
製式	甲スカートに同じ。
夏服乙スカート	
地質	男性夏服ズボンに同じ。
製式	乙スカートに同じ。
胸章	男性上衣に同じ。

備考

（削る）

一　ワイシャツは、白色とし、ネクタイは、ＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥの文字並びにいかり、五翼及びＱ字を交配したものを配する紺色、黒色、灰色、金色及び薄灰色のストライプ柄とし、ベルトは、帯の先端に、いかり、五翼及びＱ字を交配したものを配するとともに、銀色のバックルを付けた黒ニッケル色とする。

二　くつは、黒色とする。

三　（略）

四　勤務の性質等によって必要があるときは、別に定めるところにより、特殊の帽、予防衣、診察衣、看護衣、防寒服、防水服、防毒服又は作業服を使用することができる。

（削る）

胸章	男子上衣に同じ。
エンブレム	男子夏服上衣に同じ。
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
夏服ズボン	
地質	男子夏帽に同じ。
製式	男子夏服ズボンに同じ。
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
夏服スカート	
地質	男子夏帽に同じ。
製式	スカートに同じ。
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

備考

一　この制服は、通常礼服に代用することができる。この場合は、白色の手袋を使用するものとする。

二　ワイシャツは、白色とし、ネクタイは、銀色、灰色及びクリーム色のストライプ柄とする。

三　くつは、黒色の短ぐつとする。

四　（略）

五　土地の状況又は勤務の性質によつて必要があるときは、別に定めるところにより、特殊の帽、予防衣、診察衣、看護衣、防寒服、防水服、防毒服又は作業服を使用することができる。

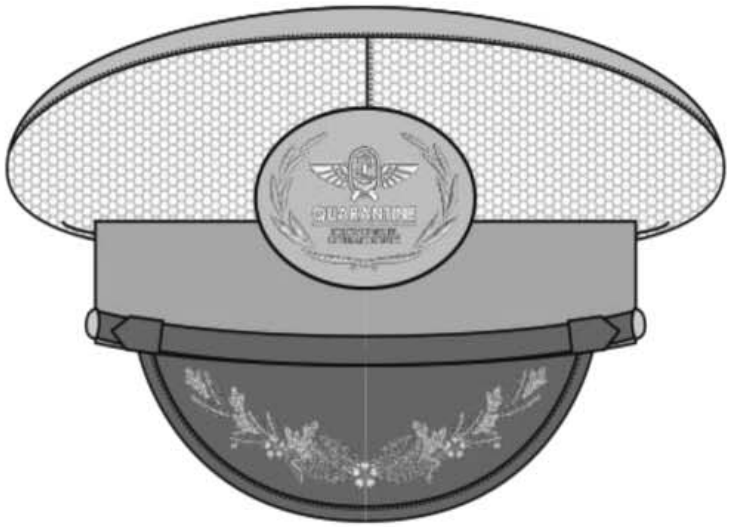
六　夏服を使用する期間は、六月一日から九月三十日までとする。但し、検疫所長は、土地の気候によつて、その期間の変更を要すると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得て、これを変更することができる。

別表の図を次のように改める。

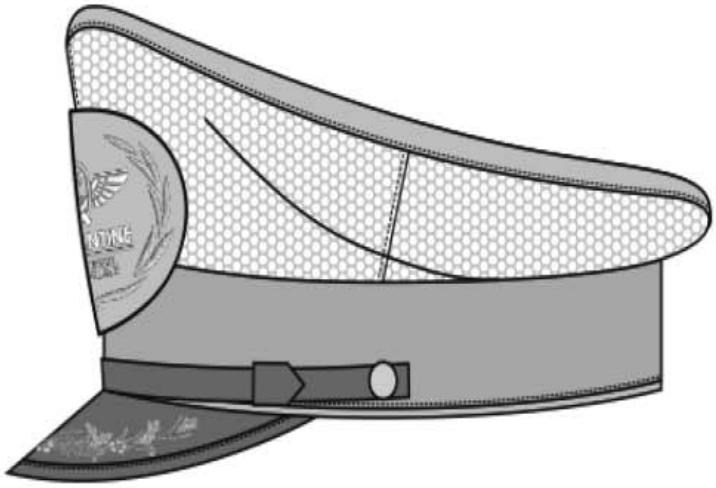
一　共通（図中の数字は、ミリメートルを単位とする寸法を示す。）

甲　　帽

（前　面）



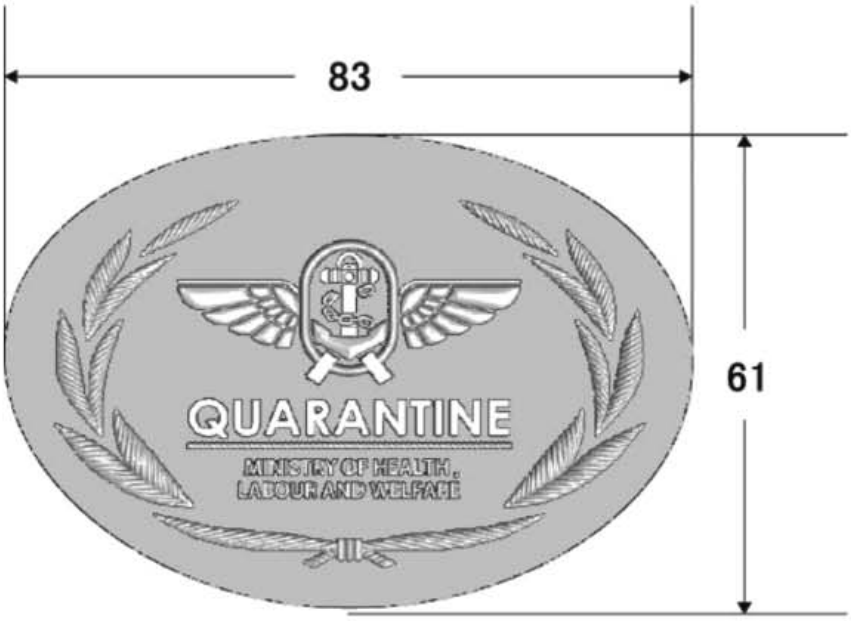
（側　面）



あごひも留めボタン

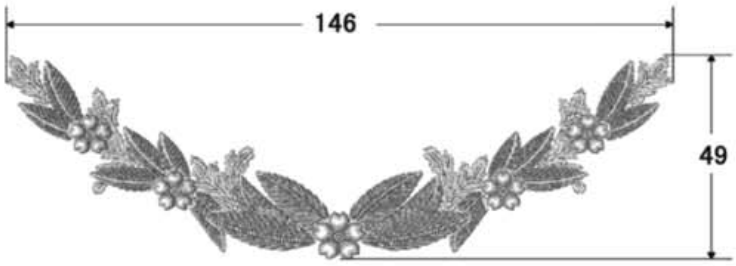


前　章

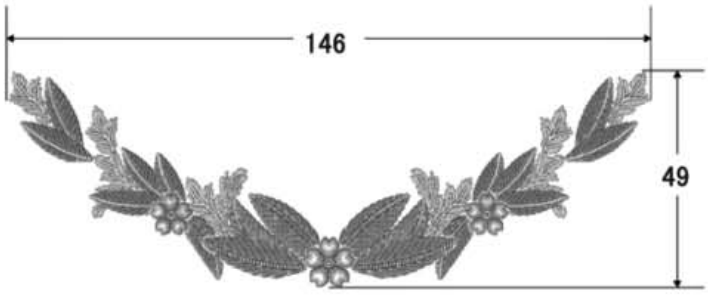


帽　　章

検疫所長



検疫所支所長

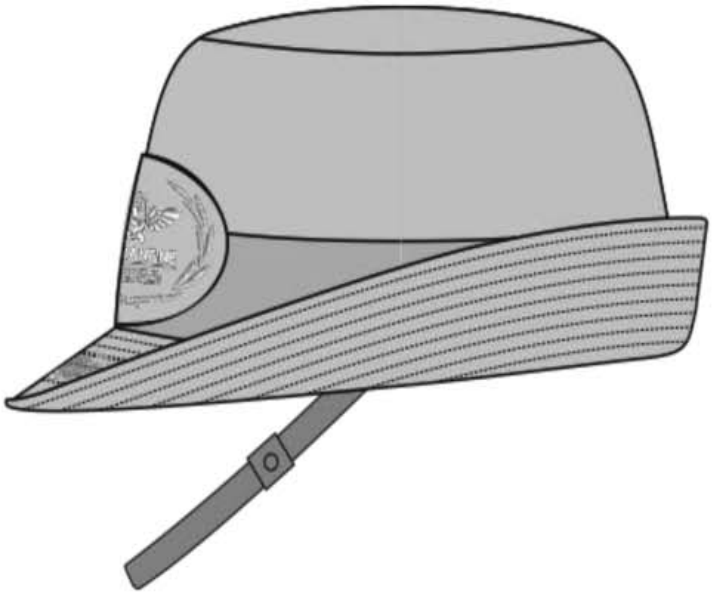


乙　帽

（前　面）



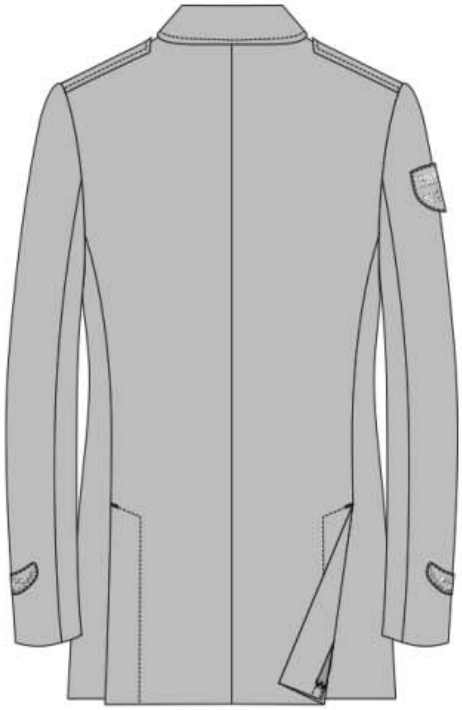
（側　面）



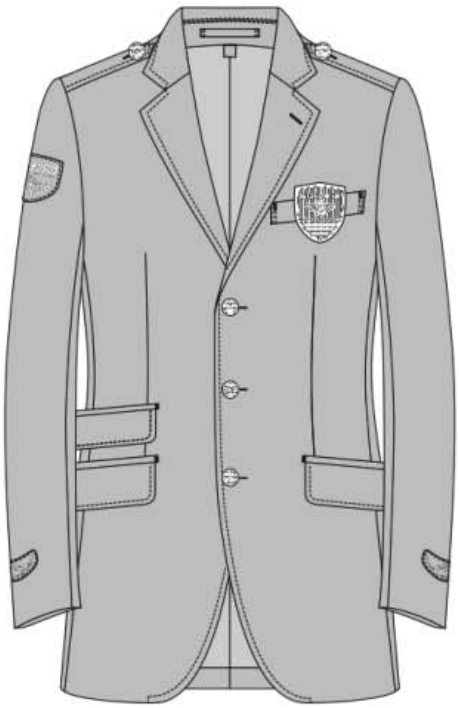
二　男性（図中の数字は、ミリメートルを単位とする寸法を示す。）

上　　衣

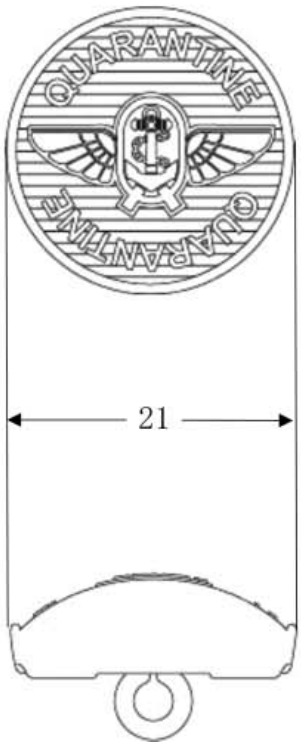
（後　面）



（前　面）



上衣等のボタン



胸　章

検疫所支所長（羽田空港検疫所支所長を除く。）、課長（検疫所支所の課長を除く。）、上席空港検疫管理官、上席空港検疫看護管理官及び同相当職

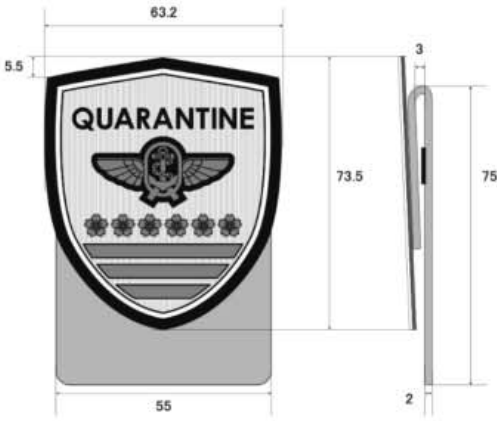


検疫所の次長、企画調整官、羽田空港検疫所支所長及び同相当職



検疫所長

（許容誤差０．５ミリメートル以内）



係長及び同相当職



課長補佐及び同相当職



検疫所支所の課長及び同相当職



上記以外の検疫官



同表の職務の級二級の主任及び同相当職



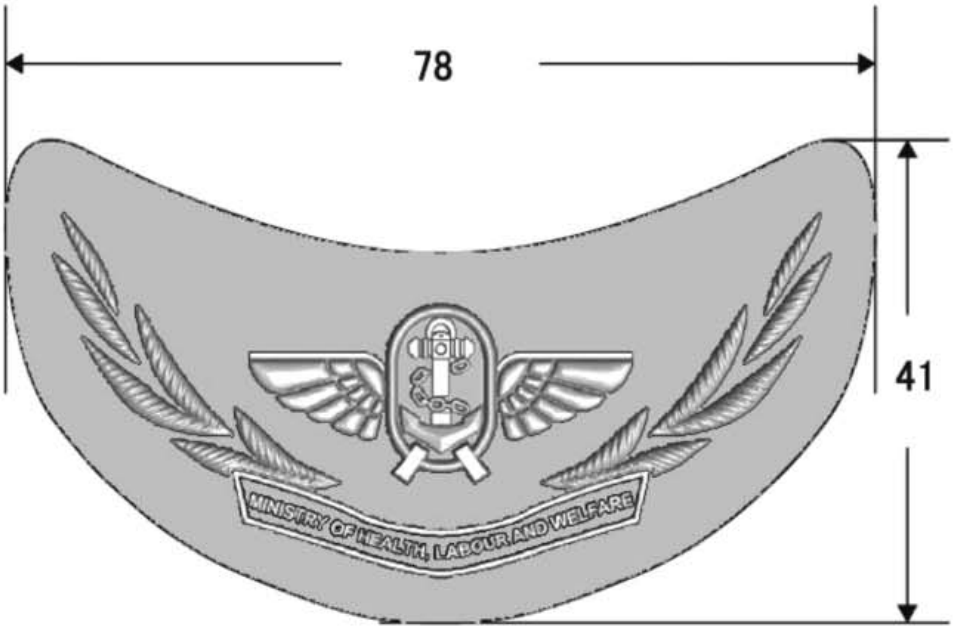
一般職の職員の給与に関する法律別表第一イ行政職俸給表㈠の職務の級三級の主任



エンブレム

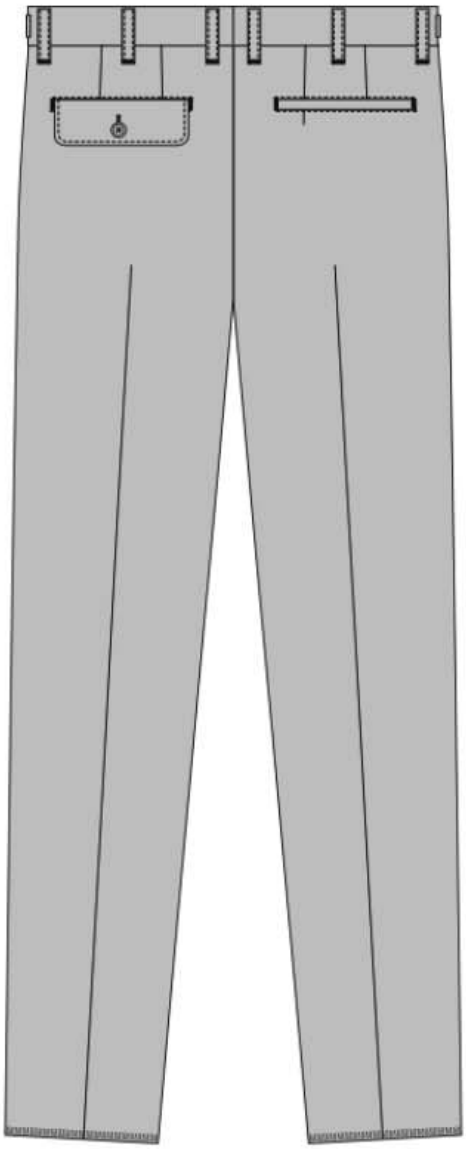

71
QUARANTINE
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
59

袖　　章

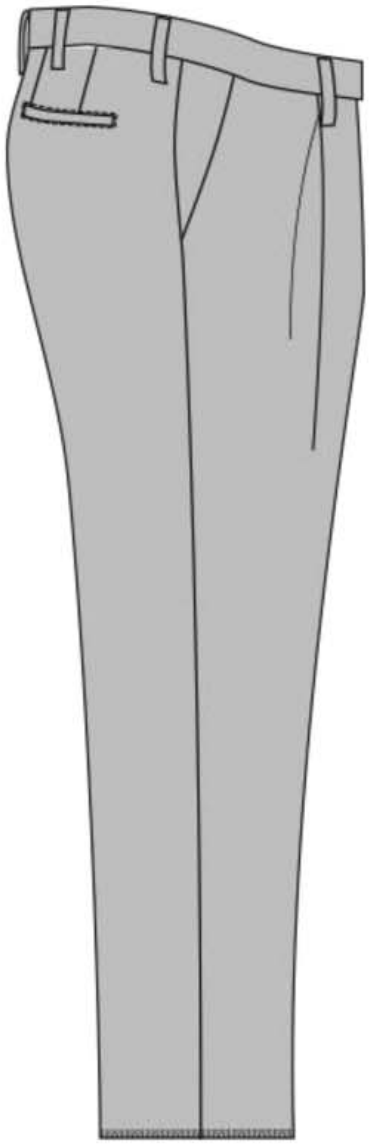

78
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
41

ズボン

（後　面）



（側　面）



夏服上衣

半そで

（後　面）

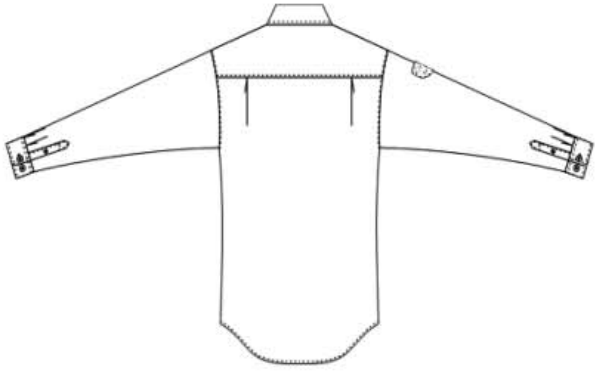


（前　面）



長そで

（後　面）



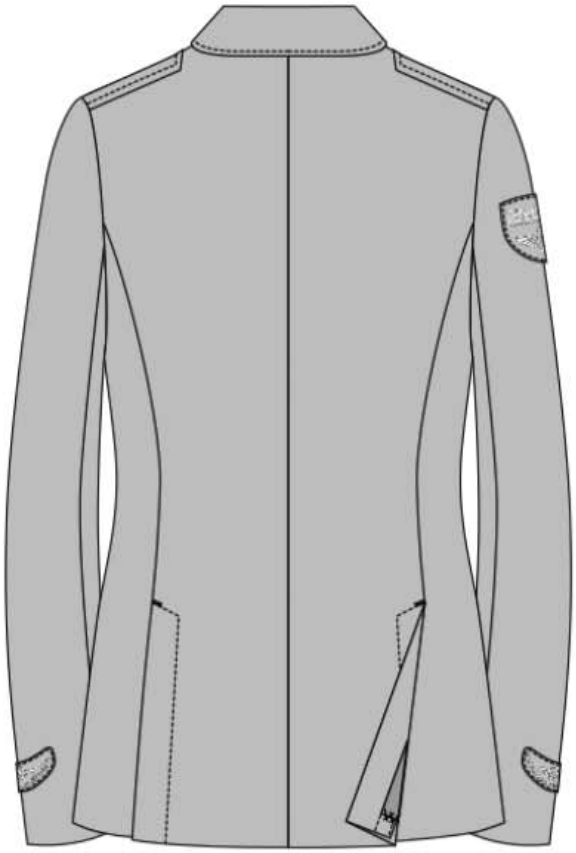
（前　面）



三　女性

上　衣

（後　面）

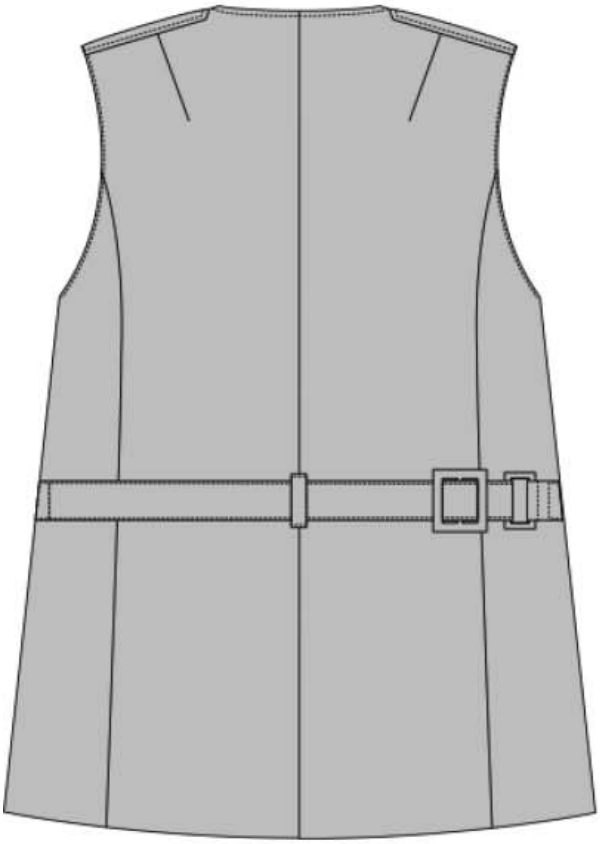


（前　面）



ベスト

（後　面）

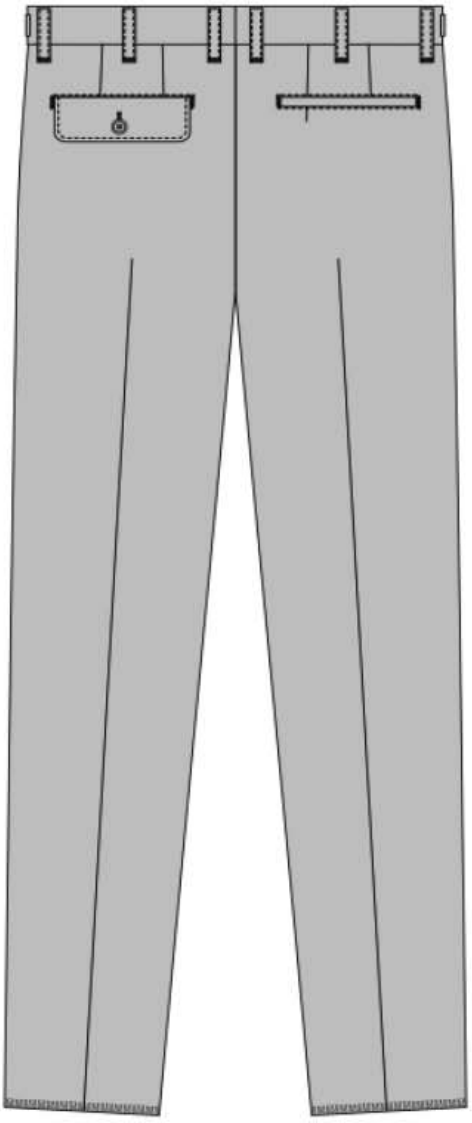


（前　面）

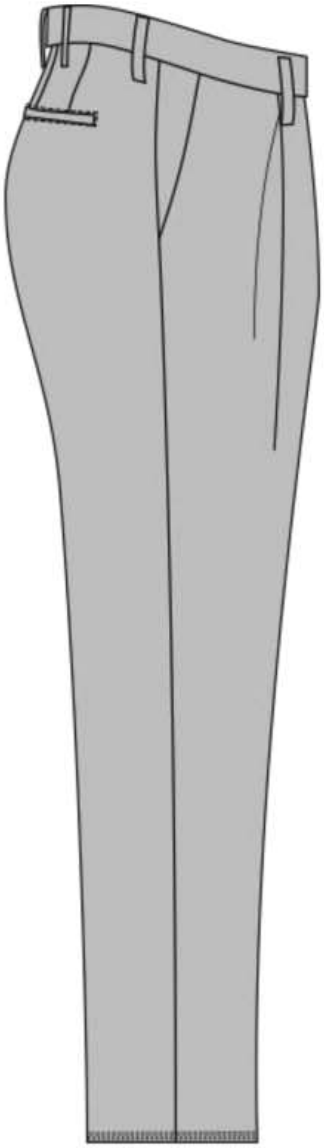


甲ズボン

（後　面）

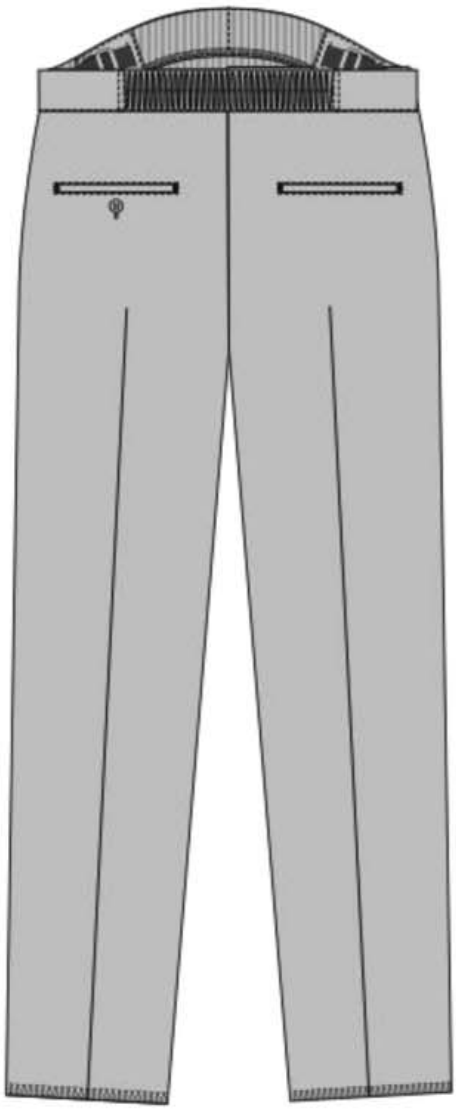


（側　面）

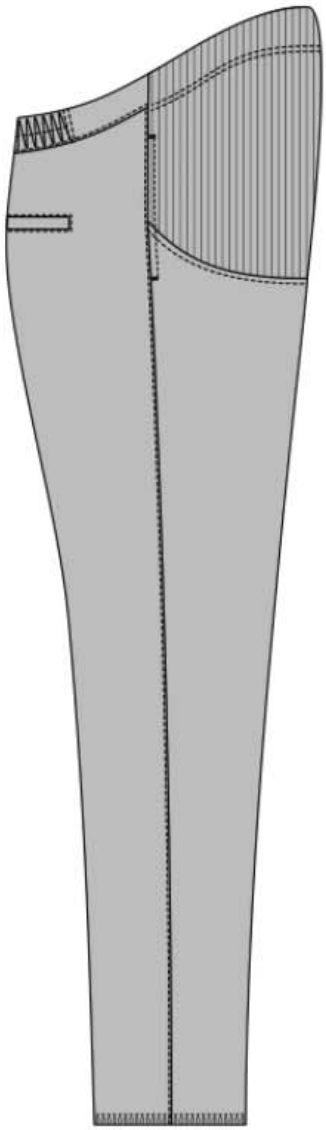


乙ズボン

（後　面）

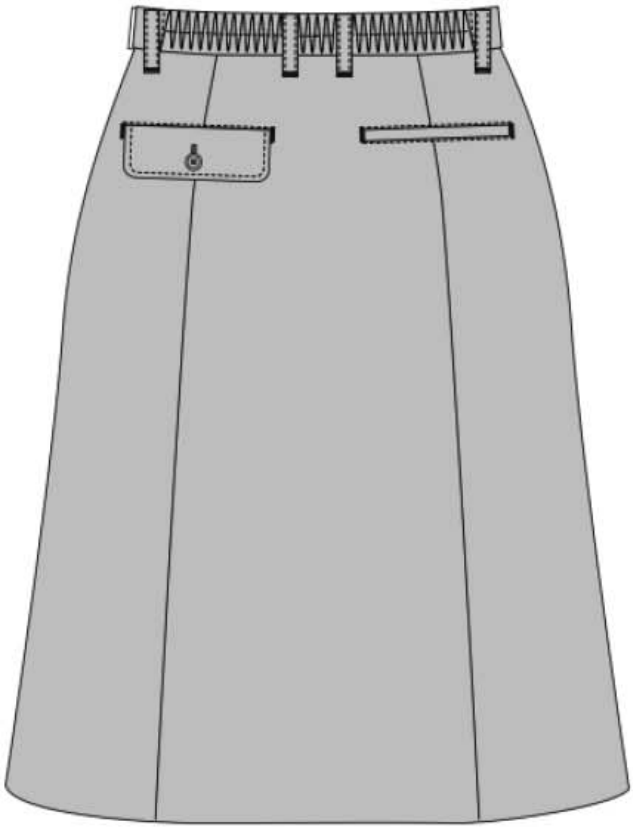


（側　面）

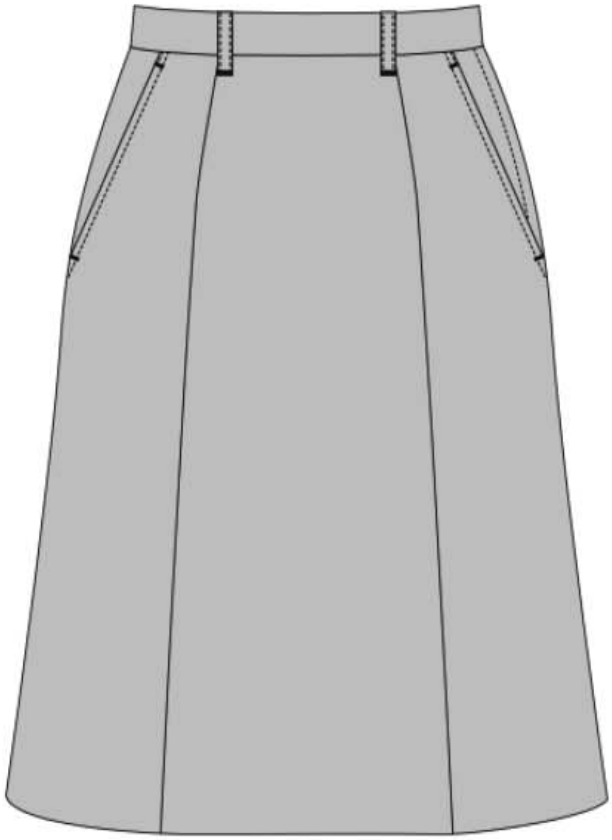


甲スカート

（後　面）

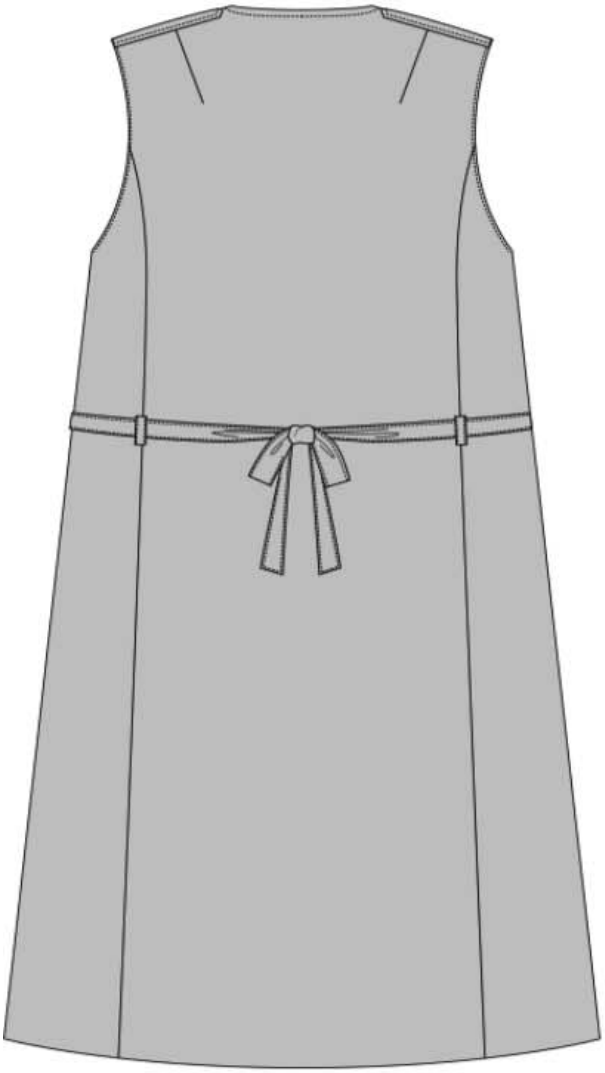


（前　面）

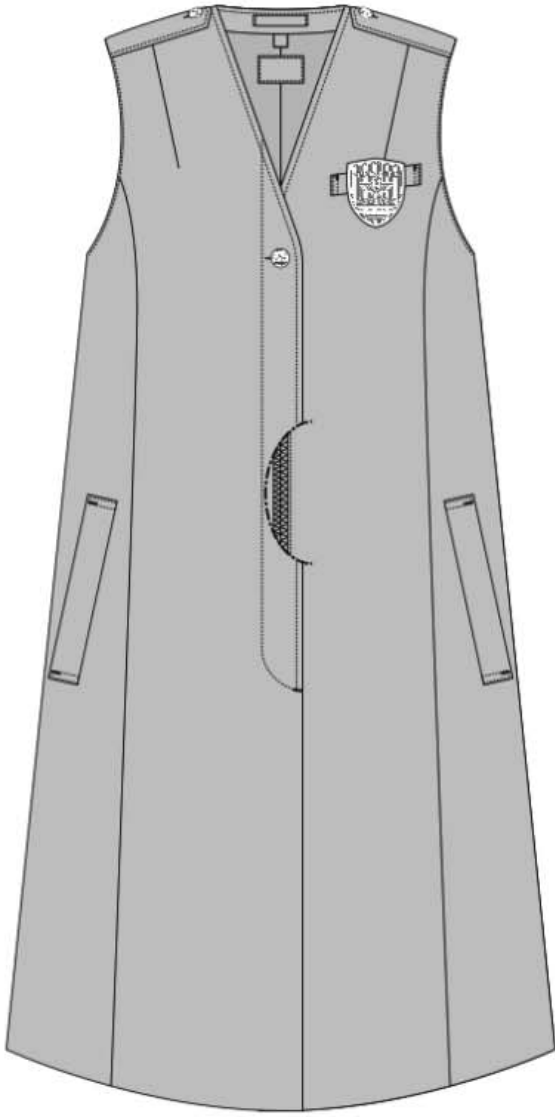


乙スカート

（後　面）



（前　面）



附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

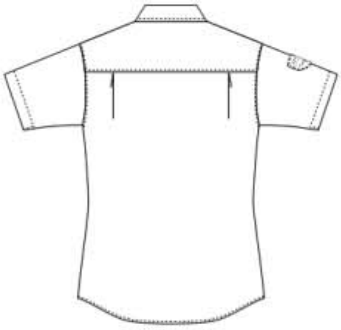
（経過措置）

2　検疫所長、検疫所支所長及び検疫所出張所長並びに検疫官は、この省令による改正後の検疫所長等服制の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の制服を用いることができる。

夏服上衣

半そで

（後　面）

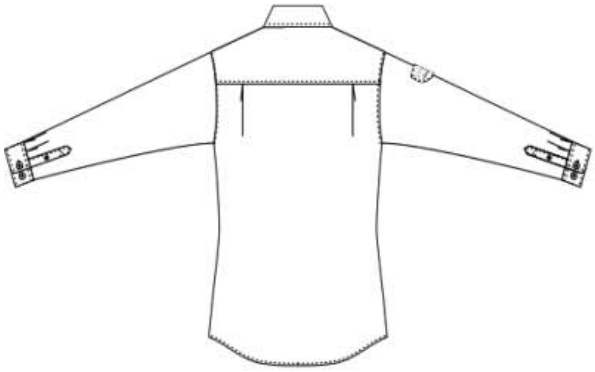


（前　面）



長そで

（後　面）



（前　面）



○経済産業省令第十号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第五条第一項の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

特許法施行規則等の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（営業秘密に関する申出） **第四十四条の二**　［略］ 2　当事者、当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するもの又は法第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者は、自らが提出する書類について前項の申出をするときは、当該書類の提出の際にこれをしなければならない。 3　第一項の申出をするときは、当該申出に係る書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものをも作成し、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項の申出に係る営業秘密が記載された箇所が当該申出に係る書類の全部であるときは、この限りでない。	（営業秘密に関する申出） **第四十四条の二**　［略］ ［新設］ ［新設］
4　前項本文の規定により書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものが提出された場合には、当該書類の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。	［新設］
（営業秘密に関する申出） **第五十条の十四**　［略］ 2　当事者又は参加人は、自らが提出する書類について前項の申出をするときは、当該書類の提出の際にこれをしなければならない。 3　第一項の申出をするときは、当該申出に係る書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものをも作成し、特許庁長官又は審判長に提出しなければならない。ただし、同項の申出に係る営業秘密が記載された箇所が当該申出に係る書類の全部であるときは、この限りでない。 4　前項本文の規定により書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものが提出された場合には、当該書類の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。	（営業秘密に関する申出） **第五十条の十四**　［略］ ［新設］ ［新設］ ［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第六十の二及び様式第六十五の八を次のように改める。

様式第60の２（第44条の２関係）

営業秘密に関する申出書

（令和　　年　　月　　日）

経済産業大臣　　殿

（特許庁長官　　殿）

１　事件の表示

２　申出人

住所（居所）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

氏名（名称）

４　申出の内容

〔備考〕

１　あて先は、特許法第93条第２項の規定により提出する書類並びに同条第３項において準用する同法第84条（同法第93条第３項において準用する同法第90条第２項において準用する場合を含む。）、同法第84条の２（同法第93条第３項において準用する同法第90条第２項において準用する場合を含む。）及び同法第90条第１項の規定により提出する書類において営業秘密が記載された旨を申し出る場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。

２　「事件の表示」の欄には、「特許第○○○○○○○号裁定請求事件」、「特許第○○○○○○○号裁定取消請求事件」のように記載する。

３　「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨を記載する。ただし、営業秘密が記載された箇所が申出に係る書類の全部であるときは、その旨を記載する。この場合において、書類名には、「令和何年何月何日付裁定請求書に添付された甲第何号証」のように裁定事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。

４　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで並びに様式第61の２の備考４と同様とする。

様式第65の８（第50条の14関係）

営業秘密に関する申出書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

（特許庁審判長　　殿）

１　審判の番号

２　申出人

住所（居所）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

氏名（名称）

４　申出の内容

〔備考〕

１　「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨を記載する。ただし、営業秘密が記載された箇所が申出に係る書類の全部であるときは、その旨を記載する。この場合において、書類名には、「令和何年何月何日付審判請求書に添付された甲第何号証」のように審判事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。

２　その他は、様式第３の備考１から３まで、５、７から11まで及び14から16まで、様式第61の２の備考４並びに様式第64の２の備考１と同様とする。

（特許登録令施行規則の一部改正）

第二条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録済みの通知） **第六十条**　［略］ 2　［略］ 3　前二項の場合においては、登録義務者に特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号）、申請書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的及び登録済みの旨を通知しなければならない。ただし、特許登録令第十九条又は第十条の四の規定により登録権利者だけで申請を行つたときは、この限りでない。	（登録済みの通知） **第六十条**　［略］ 2　［略］ 3　前二項の場合においては、登録義務者に特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号）、申請書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的及び登録済みの旨を通知しなければならない。ただし、登録義務者が当該登録に係る特許権その他特許に関する権利の共有者の一人であるときは、他の共有者にもその旨を通知しなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第七、様式第七の二及び様式第八から様式第十二までを次のように改める。

様式第七（第10条関係）

移転登録申請書

（令和　年　月　日）

収入印紙
（　　円）

特許庁長官　　殿

1　特許番号
2　権利の表示
3　登録の目的
4　申請人（登録権利者）
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍・地域）
5　申請人（登録権利者）代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
6　申請人（登録義務者）
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
7　申請人（登録義務者）代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
8　添付書面の目録
(1)　権利の移転を証明する書面　　1通
(2)　（　　通）

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格A列４番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとる。
3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。
4　収入印紙の下にその額を括弧をして記載する。
5　表題は、「譲渡による特許権移転登録申請書」、「譲渡による特許権の持分移転登録申請書」、「譲渡による特許権の一部移転登録申請書」のように、なるべく権利の移転の形態を併せて記載する。
6　登録の目的が仮専用実施権に関するときは、「１　特許番号」の欄を「１　特許出願の表示」と記載し、「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。
7　「権利の表示」の欄は、登録の目的が特許権以外の権利に関するものであるときにのみ記載する。
8　「登録の目的」の欄には、「本特許権の移転」のように記載する。
9　「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
10　「申請人（登録義務者）」、「申請人（登録義務者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の

有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。また、特例法施行規則第３条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。

11　「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。

12　「氏名（名称）」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、申請人（登録権利者）が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

13　「（国籍・地域）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

14　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄は設けるには及ばない。

15　「権利の移転を証明する書面」は、「譲渡証書」、「売買契約証書」等とする。「譲渡証書」、「売買契約証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

16　特許登録令第19条の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄は不要とする。また、第10条の４の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄は不要とし、登録義務者だけで申請するときは「申請人（登録権利者）」の欄を「登録権利者」とし、登録権利者が法人の場合にあつては「代表者」の欄は不要とする。

17　「（令和　　年　　月　　日）」には、なるべく提出する日を記載する。

18　第13条の６第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

19　特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第２項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。

20　第10条の２第１項の規定により申請と届出を一の書面でするときは、申請書は、特許法施行規則様式第18によるものとする。

様式第七の二（第10条関係）

収　入 印　紙

（　　円）

特許法第74条第１項の規定による請求に基づく特許権移転登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　特許番号

2　登録の目的

3　申請人（登録権利者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）

4　申請人（登録権利者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）

5　申請人（登録義務者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）

6　申請人（登録義務者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）

7　添付書面の目録
　(1)　特許法第74条第１項の規定による請求に基づく特許権の移転を証明する書面　　１通
　(2)　（　　通）

〔備考〕

1　表題は、「特許法第74条第１項の規定による請求に基づく特許権移転登録申請書」と記載する。

2　特許権の設定の登録があつたときに交付された特許証に記載された発明者の氏名が真実でないと認めたときは、申請書に「その他」の欄を設けて発明者の氏名を記載し、その事実を証明する書面を添付する。当該書面には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。）を押さなければならない。

3　その他は、様式第七の備考１から４まで、８から14まで及び16から20までと同様とする。

様式第八（第10条関係）

収　入 印　紙

一般承継による移転登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　特許番号
2　権利の表示
3　被承継人の表示
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
4　登録の目的
5　申請人（承継人）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
6　代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
7　添付書面の目録
　(1)　承継人であることを証明する書面　　１通
　(2)　（　　通）

〔備考〕

1　表題は、「相続による特許権移転登録申請書」のように、なるべく権利の移転の形態を併せて記載する。

2　「被承継人の表示」の欄には、登録申請に係る権利について特許原簿に表示されている者の住所（居所）及び氏名（名称）を記載する。

3　「承継人であることを証明する書面」は、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票の謄本」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等、法人の分割によるときは「会社分割承継証明書」等とする。「会社分割承継証明書」等には、被承継人が記名し、印（本人確認できるものであること。）を押さなければならない。

4　「申請人（承継人）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。また、特例法施行規則第３条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。

5　相続その他の一般承継による申請をする場合の「承継人であることを証明する書面」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書の添付することを要しないこととする場合において、申請人（承継人）の欄に記載した法人以外に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第５条の表第３号下欄に掲げる措置を行うときは、「７　添付書面の目録」の欄の次に「８　その他」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「○○株式会社、○○県・・・・・」、商業登記法（昭和38年法律第125号）第７条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号○○○○○○○○○○○○○」のように記載する。

6　法人の分割による権利の承継の申請をする場合において、被承継人と承継人との間に複数の分割の事実があるときは、「７　添付書面の目録」の欄の次に「８　その他」の欄を設けて、「令和○○年○○月○○日の会社分割による承継」のように記載する。

7　その他は、様式第七の備考１から４まで、６から９まで、11から14まで及び17から20までと同様とする。この場合において、備考12中「申請人（登録権利者）」とあるのは、「申請人（承継人）」と読み替えるものとする。

様式第九（第10条関係）

収　入 印　紙

登録名義人（仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者）の表示変更（更正）登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　特許番号
2　権利の表示
3　変更（更正）に係る表示
　変更（更正）前の表示
　変更（更正）後の表示
4　登録の目的
5　申請人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）　　㊞
6　代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）

〔備考〕

1　申請書の表題は、登録名義人の表示変更のときは「登録名義人の表示変更登録申請書」と記載し、登録名義人の表示更正のときは「登録名義人の表示更正登録申請書」と記載する。仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更のときは「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書」と記載し、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正のときは「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正登録申請書」と記載する。

2　「変更（更正）に係る表示」の欄の「変更（更正）前の表示」及び「変更（更正）後の表示」の欄には、変更（更正）に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）を、変更（更正）に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、変更（更正）に係る表示が国籍・地域であるときはその国籍・地域をそれぞれ記載する。

3　「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」又は「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

4　「５　申請人」の欄の「氏名（名称）」は、自然人にあつては、氏名を記載し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押す。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。ただし、代理人により登録を申請するときは、印を押すことを要しない。また、特例法施行規則第３条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。

5　登録免許税法（昭和42年法律第35号）第５条第４号又は第５号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは、「６　代理人」の欄の次に「７　非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。

6　第10条の２第２項の規定により申請と届出を一の書面でするときは、当該届出が特許法施行規則第９条第１項の規定による「氏名（名称）」を変更した旨の届出の場合にあつては同規則様式第６により、「住所（居所）」を変更した旨の届出の場合にあつては同規則様式第７により、特例法施行規則第４条第１項の規定による「氏名又は名称」を変更した旨の届出の場合にあつては同規則様式第２により、「住所（居所）」を変更した旨の届出の場合にあつては同規則様式第３により作成した書面によるものとする。この場合において、特許法施行規則様

式第６によるときは、「氏名（名称）を変更した者」の欄の「新氏名（名称）」に、同規則様式第７によるときは、「住所（居所）を変更した者」の欄の「氏名（名称）」に、自然人にあつては、氏名を記載し、印を押す。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。ただし、代理人により登録を申請するときは、印を押すことを要しない。

７　第10条の２第３項の規定により申請と補正を一の書面でするときは、当該補正が特許出願人についての場合にあつては特許法施行規則様式第13により、特許権の存続期間の延長登録の出願人についての場合にあつては同様式第14により作成した書面によるものとする。この場合において、同規則様式第13によるときは「【補正をする者】」の欄の「【氏名又は名称】」には、自然人にあつては、氏名を記載し、印を押す。法人にあつては、名称を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、同規則様式第14によるときは、「補正をする者」の欄の「氏名（名称）」には、自然人にあつては、氏名を記載し、印を押す。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。ただし、代理人により登録を申請するときは、印を押すことを要しない。

８　その他は、様式第七の備考１から４まで、６、７、９、11、14及び17から19まで、並びに様式第八の備考４と同様とする。

様式第十（第10条関係）

収　入 印　紙

（　　円）

専用実施権設定（変更）登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

１　特許番号
２　権利の表示
３　専用実施権の範囲
４　登録の目的
５　申請人（登録権利者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
６　申請人（登録権利者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
７　申請人（登録義務者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
８　申請人（登録義務者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
９　添付書面の目録
　(1)　専用実施権設定契約証書　　１通
　(2)　（　　通）

〔備考〕

１　申請書の表題は、専用実施権を設定しようとするときは「専用実施権設定登録申請書」と記載し、既に登録されている専用実施権の範囲を変更しようとするときは「専用実施権変更登録申請書」と記載する。

２　専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄には、変更する専用実施権の順位番号及び範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄は設けるには及ばない。

３　専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「専用実施権の範囲」の欄には、設定契約証書に記載された専用実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「専用実施権の範囲」の欄は設けるには及ばない。

４　「登録の目的」の欄には、「専用実施権の設定」又は「本専用実施権の範囲を「○○」と変更」のように記載する。

５　「専用実施権設定（変更）契約証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

６　その他は、様式第七の備考１から４まで、９から14まで及び16から18までと同様とする。

様式第十一（第10条関係）

収　入 印　紙

（　　円）

仮専用実施権設定（変更）登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　特許出願の表示
2　権利の表示
3　仮専用実施権の範囲
4　登録の目的
5　申請人（登録権利者）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
6　申請人（登録権利者）代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
7　申請人（登録義務者）
　住所（居所）
　氏名（名称）
8　申請人（登録義務者）代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
9　添付書面の目録
（1）仮専用実施権設定契約証書　　１通
（2）（　　通）

〔備考〕

1　申請書の表題は、仮専用実施権を設定しようとするときは「仮専用実施権設定登録申請書」と記載し、既に登録されている仮専用実施権の範囲を変更しようとするときは「仮専用実施権変更登録申請書」と記載する。

2　「特許出願の表示」の欄には、「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。

3　仮専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄に、変更する仮専用実施権の順位番号及び範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、仮専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄は設けるには及ばない。

4　仮専用実施権設定登録申請の場合にあつては、「仮専用実施権の範囲」の欄には、設定契約証書に記載された仮専用実施権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、仮専用実施権変更登録申請の場合にあつては、「仮専用実施権の範囲」の欄は設けるには及ばない。

5　「登録の目的」の欄には、「仮専用実施権の設定」又は「本仮専用実施権の範囲を「〇〇」と変更」のように記載する。

6　「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

7　特許法第34条の２第５項ただし書に規定する別段の定めがある場合は、様式中５から９までを１項ずつ繰り下げ、「４　登録の目的」の欄の次に「５　特許法第34条の２第５項ただし書に規定する別段の定め」の欄を設け、「有」と記載する。

8　「仮専用実施権設定（変更）契約証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

9　その他は、様式第七の備考１から４まで、９、11から14まで及び16から18までと同様とする。この場合において、様式第七の備考14中「及ばない」とあるのは「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」と読み替えるものとする。

様式第十二（第10条関係）

収　入 印　紙

（　　円）

質権設定（変更）登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　特許番号
2　権利の表示
3　質権の目的である権利の表示
4　債権の額
5　債務者の表示
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
6　登録の目的
7　登録免許税
8　申請人（登録権利者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
9　申請人（登録権利者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
10　申請人（登録義務者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
11　申請人（登録義務者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
12　添付書面の目録
　(1) 質権設定契約証書　　１通
　(2) （　　通）

〔備考〕

1　申請書の表題は、質権を設定しようとするときは「質権設定登録申請書」と記載し、既に登録されている質権の内容を変更しようとするときは「質権変更登録申請書」と記載する。

2　質権変更登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄に、変更する質権の順位番号及び内容を記載する。なお、質権設定登録申請の場合にあつては、「権利の表示」の欄は設けるには及ばない。

3　質権設定登録申請の場合にあつては、「質権の目的である権利の表示」の欄には、質権の目的である特許権その他特許権に関する権利を記載する。なお、質権変更登録申請の場合にあつては、「質権の目的である権利の表示」の欄は設けるには及ばない。

4　「債権の額」の欄には、質権によつて担保される債権の額を記載する。なお、質権変更登録申請の場合にあつては、「債権の額」の欄は設けるには及ばない。

5　「債務者の表示」の欄は、債務者が登録義務者と同一であるか否かにかかわらず記載する。なお、質権変更登録申請の場合にあつては、「債権者の表示」の欄は設けるには及ばない。

6　質権設定登録申請の場合にあつては、登録の原因に存続期間、弁済期、利息、違約金若しくは賠償の額に関する定めがあるとき、特許法第95条の定めがあるとき若しくは民法第346条ただし書の定めがあるとき又は当該債権に条件を付したときは、「４　債権の額」の欄の次に「存続期間」、「弁済期」、「利息」、「違約金又は賠償の額」、「特許法第95条の定め」又は「特約等」の欄を設けて、それぞれ特許登録令第46条第１項第３号に掲げる定め又は条件を記載する。この場合において、新たに設ける欄には、５から始まる連続した番号を付し、様式中５から12までを新たに設ける欄の数に応じて繰り下げる。

7　先順位の質権の登録があるときは、様式中６から12までを１項ずつ繰り下げ「５　債務者の表示」の欄の次に「６　先順位の質権の表示」の欄を設けてその旨を記載する。

8　「登録の目的」の欄には、「質権の設定」又は「本質権の○○を××と変更」のように記載する。

9　「質権設定（変更）契約証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

10　その他は、様式第七の備考１から３まで、９から14まで及び16から18までと同様とする。

（実用新案登録令施行規則の一部改正）

第三条　実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。

様式第六（第２条の３関係）

収入印紙

実用新案権抹消登録申請書

（令和　年　月　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　実用新案登録番号

2　登録の目的

3　申請人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

4　代理人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

5　添付書面の目録

(1) 実用新案権の放棄書　　1通

(2) （　　）　　通

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとる。

3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。

4　収入印紙の下にその額を括弧をして記載する。

5　「登録の目的」の欄には、「実用新案登録に基づく特許出願の基礎とした実用新案登録に係る本実用新案権の登録の抹消」のように記載する。

6　「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

7　「申請人」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。また、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成２年通商産業省令第31号）第３条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。

8　「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。

9　「氏名（名称）」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

10　日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは「氏名（名称）」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

11　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

12　「（令和　年　月　日）」には、なるべく提出する日を記載する。

13　第３条第２項において準用する特許登録令施行規則第13条の６第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

14　実用新案登録令第７条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る実用新案登録番号、書類名及びその提出日を、同条第２項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る実用新案登録番号、書類名及びその提出日を記載する。

15　「実用新案権の放棄書」には、実用新案権者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、実用新案登録令第７条において準用する特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

（商標登録令施行規則の一部改正）

第四条　商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特許登録令施行規則の準用） **第十七条**　［略］ ２・３　［略］ ４　特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十一条、第三十四条第一項、第三十九条第一項、第四十条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と、同規則第十四条第二項中「及び丁区」とあるのは「、丙区及び丁区」と、同規則第三十四条第一項中「専用実施権」とあるのは「専用使用権、通常使用権」と、同規則第六十条第三項中「特許登録令第十九条又は第十条の四」とあるのは「特許登録令第十九条、商標登録令第八条又は第十条の四」と読み替えるものとする。	（特許登録令施行規則の準用） **第十七条**　［略］ ２・３　［略］ ４　特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十一条、第三十四条第一項、第三十九条第一項、第四十条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と、同規則第十四条第二項中「及び丁区」とあるのは「、丙区及び丁区」と、同規則第三十四条第一項中「専用実施権」とあるのは「専用使用権、通常使用権」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第六、様式第七及び様式第八を次のように改める。

様式第六（第４条関係）

収　入 印　紙

商標権分割登録申請書

（　　円）　　（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　商標登録番号

2　分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品又は役務の区分

第　　類

指定商品（指定役務）

3　登録の目的

4　申請人（商標権者）

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

（国籍・地域）

5　代理人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

6　添付書面の目録

(1)商標権分割証書　　１通

(2)（　　）

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々２㎝をとる。

3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。

4　特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成２年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第40条第２項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成２年法律第30号）第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「５　振替番号」の欄を設け、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「指定立替納付」の欄を設け、「指定立替納付」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号）第５条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「代理人」の欄の次に歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし特例法施行規則第41条の９第１項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「代理人」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

5　「指定商品又は指定役務」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。また、２以上の商品（役務）を指定する場合には、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（，）を付さなければならない。

6　「分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の欄に記載すべき商品及び役務の区分が２以上である場合は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

第　　類

指定商品（指定役務）

第　　類

指定商品（指定役務）

7　「登録の目的」の欄には、「本商標権の分割」と記載する。

8　「申請人（商標権者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人（商標権者）又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。また、特例法施行規則第３条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。

9　「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。

10　「氏名（名称）」の欄は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

11　「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

12　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

13　「（令和　　年　　月　　日）」には、なるべく提出する日を記載する。

14　商標法施行規則第22条第２項において準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「代理人」の欄の次に「国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

15　商標法施行規則第22条第１項において準用する特許法施行規則第９条の３第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

16　商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第２項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。

17　「商標権分割証書」には、商標権者が記名し、印（本人確認できるものであること。）を押さなければならない。

様式第七（第４条関係）

収　入 印　紙

商標権分割移転登録申請書

（　　円）　　（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　商標登録番号
2　分割移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
　第　　類
　指定商品（指定役務）
3　登録の目的
4　申請人（登録権利者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
5　申請人（登録権利者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
6　申請人（登録義務者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
7　申請人（登録義務者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
8　添付書面の目録
　(1) 権利の移転を証明する書面　　１通
　(2) （　　）

〔備考〕

1　収入印紙の下にその額を括弧をして記載する。

2　「登録の目的」の欄には、「本商標権の分割移転」のように記載する。

3　「氏名（名称）」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、申請人（登録権利者）が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて「○○法の規定による法人」又は「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

4　第４条の２の規定により商標権の全部の移転の登録の申請と分割の移転の登録の申請を同一の書面でするときは、表題を「商標権移転登録申請及び商標権分割移転登録申請書」とし、「商標登録番号」、「分割移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」及び「登録の目的」の各欄には、それぞれ「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載して、その次に次のように商標権の全部の移転の登録の申請及び商標権の分割の移転の登録の申請ごとにそれぞれ欄を繰り返し設けて記載する。

　1　商標登録番号
　2　登録の目的
　3　登録の目的

5　商標登録令第８条又は同令第 10 条において準用する特許登録令第 19 条の規定により登録権利者だけで申請するときは、「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者が法人の場合にあつては、「代表者」の欄及び「申請人（登録義務者）代理人」の欄は不要とする。また、商標登録令第８条の規定により登録義務者だけで申請するときは、「申請人（登録権利者）」の欄を「登録権利者」とし、登録権利者が法人の場合にあつては、「代表者」の欄及び「申請人（登録権利者）代理人」の欄は不要とする。

6　「権利の移転を証明する書面」は、「分割譲渡証書」、「分割売買契約証書」等とする。「分割譲渡証書」、「分割売買契約証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものであること。）を押さなければならない。また、商標登録令第10条において準用する特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

7　第17条第２項において準用する特許登録令施行規則第10条の２第１項の規定により申請と届出を一の書面でするときは、申請書は、商標法施行規則様式第11によるものとする。

8　その他は、様式第六の備考１から３まで、５、６、８、９及び11から15までと同様とする。この場合において、備考６中「分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」とあるのは「分割移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と、備考８中「申請人（商標権者）」とあるのは「「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」」と読み替えるものとする。

様式第八（第４条関係）

収　入 印　紙

専用（通常）使用権設定（変更）登録申請書

（　　円）　　（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　商標登録番号
2　権利の表示
3　専用（通常）使用権の範囲
4　登録の目的
5　申請人（登録権利者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
6　申請人（登録権利者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
7　申請人（登録義務者）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
8　申請人（登録義務者）代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
9　添付書面の目録
　(1)専用（通常）使用権設定契約（許諾）証書　　１通
　(2)（　　）

〔備考〕

1　申請書の表題は、専用使用権の設定の登録の申請をするときは「専用使用権設定登録申請書」とし、通常使用権の設定の登録の申請をするときは「通常使用権設定登録申請書」とする。また、専用使用権の変更の登録の申請をするときは「専用使用権変更登録申請書」とし、通常使用権の変更の登録の申請をするときは「通常使用権変更登録申請書」とする。

2　「商標登録番号」の欄には、国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定又は変更の登録を申請する場合は、「国際登録○○○○○○○号」のように国際登録の番号を記載する。

3　専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において、「権利の表示」の欄は、登録の目的が商標権以外の権利に関するものであるときにのみ記載する。国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する。また、専用使用権又は通常使用権の変更の登録を申請する場合においては、「権利の表示」の欄は、変更する専用使用権又は通常使用権の順位番号及び範囲（地域、期間及び内容）を記載する。

4　専用（通常）使用権設定登録申請の場合にあつては、「専用（通常）使用権の範囲」の欄には、設定契約（許諾）証書に記載された専用（通常）使用権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用（通常）使用権変更登録申請の場合にあつては、「専用（通常）使用権の範囲」の欄は設けるには及ばない。

5　「登録の目的」の欄には、専用使用権の設定の登録の申請をするときは「専用使用権の設定」、通常使用権の設定の登録の申請をするときは「通常使用権の設定」、専用使用権の変更の登録の申請をするときは「本専用使用権の範囲を「○○」と変更」、通常使用権の変更の登録の申請をするときは「本通常使用権の範囲を「○○」と変更」のように記載する。

6　「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

7　「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。また、特例法施行規則第３条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。

8　商標登録令第10条において準用する特許登録令第19条の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄は不要とする。

9　商標登録令施行規則第17条第３項において準用する特許登録令施行規則第13条の６第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

10　「専用（通常）使用権設定（変更）契約（許諾）証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、商標登録令第10条において準用する特許登録令第29条第１項第２号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

11　その他は、様式第六の備考１から３まで、９及び11から13まで並びに様式第七の備考１及び３と同様とする。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定通知等の指定） **第二十三条の四**　法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。 一～十四　［略］ 十五　特許法施行規則第三十七条（同令第五十条の十五第三項、意匠法施行規則第十九条第四項及び商標法施行規則第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による審査に関する決定の謄本の送付又は特許法施行規則第五十条の十三第二項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による審判に関する決定の謄本の送付（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。） 十六～二十五　［略］ 二十六　特許法第百三十四条第四項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審尋及び特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による求め並びにこれらに応じて提出された物件に関する特許法施行規則第十五条第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還の通知 二十七～三十　［略］ 三十一　特許法第二十八条の規定による特許証の交付 三十二　実用新案法第五十条、意匠法第六十二条及び商標法第七十一条の二の規定による登録証の交付 三十三　特許法施行規則第二十八条（実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による出願の番号の通知、特許法施行規則第四十八条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による審判の番号の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）及び意匠法施行規則第二条の二第三項の規定による複数意匠一括出願手続の番号の通知 三十四　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第六十条（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第四項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第四項及び商標登録令施行規則第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録済みの通知 三十五　第三条第二項及び第三項の規定による通知 三十六　第六条第三項の規定による通知	（特定通知等の指定） **第二十三条の四**　法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。 一～十四　［略］ 十五　特許法第五十三条第一項（同法第百五十九条第一項及び第百六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定に関する特許法施行規則第三十七条（同令第五十条の十五第三項において準用する場合を含む。）又は同令第五十条の十三第二項に規定する決定の謄本の送付 十六～二十五　［略］ 二十六　特許法第百三十四条第四項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審尋又は特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じて提出された物件に関する特許法施行規則第十五条第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還の通知 二十七～三十　［略］ 三十一　特許法第二十八条の規定による特許証の交付 三十二　実用新案法第五十条、意匠法第六十二条及び商標法第七十一条の二の規定による登録証の交付 三十三　特許法施行規則第二十八条（実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による出願の番号の通知、特許法施行規則第四十八条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による審判の番号の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）及び意匠法施行規則第二条の二第三項の規定による複数意匠一括出願手続の番号の通知 三十四　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第六十条（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第四項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第四項及び商標登録令施行規則第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録済みの通知 三十五　第三条第二項及び第三項の規定による通知 三十六　第六条第三項の規定による通知
別表第一のニ 一～百二　［略］ 百三　特許登録令施行規則第十条第一項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商	［新設］ ［新設］ ［新設］ **別表第一のニ** 一～百二　［略］ 百三　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条第一項（実用新案登録令施行規

標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八条の規定により同一の申請書でする場合を含む。）	
百四～百二十七　［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（特許登録令施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第二条の規定による改正後の特許登録令施行規則第六十条第三項の規定は、この省令の施行の日以後にする登録の申請について適用し、同日前にした登録の申請については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、及び特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）を実施するため、特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（願書の様式） **第二十三条**　［略］ 2～5　［略］ 6　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特定研究開発等成果に係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。 7　国が委託した技術に関する研究及び開発の成果に係る発明であつて、その発明について特許を受ける権利につき科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二十二条（同条第一号に係る部分に限る。）の規定により国がその一部のみを譲り受けたものに係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。 ［新設］	（願書の様式） **第二十三条**　［略］ 2～5　［略］ 6　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項に規定する特定研究開発等成果に係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。
第七十四条の二　特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。 一～五　［略］ 六　特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）次に掲げる書面 イ　［略］ ロ　その特許発明又は発明が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二条第十六項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）であることを証する書面 七～二十　［略］	**第七十四条の二**　特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。 一～五　［略］ 六　特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者（次号に該当する者を除く。）次に掲げる書面 イ　［略］ ロ　その特許発明又は発明が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十六項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）であることを証する書面 七～二十　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第二十六を次のように改める。

様式第26（第23条関係）

【書類名】　特許願
【整理番号】
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
（【国際特許分類】）
【発明者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【特許出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【提出物件の目録】
　【物件名】　特許請求の範囲　　1
　【物件名】　明細書　　1
　【物件名】　（図面　　1）
　【物件名】　要約書　　1

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の上に６㎝、左右及び下に各々２㎝をとるものとし、原則としてその左右については各々2.3㎝を超えないものとする。

3　書き方は左横書、１行は40字詰めとし、１ページは50行以内とする。

4　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。

5　特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

6　「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「－」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。

7　「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

8　氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

9　「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の欄の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

10　識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。

11　「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

12　特許出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、特許出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

13　日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

14　特許出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考13に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」の欄（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

15　「（【国籍・地域】）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。

16　特許出願人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第26条第１項各号の事項を記載する。

17　代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

18　代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「特許出願人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「特許出願人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。

19　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

20　「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第27条第２項の規定により特許出願人の権利について持分を記載するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「○／○」のように分数で記載し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記載し、「【特許出願人】」の欄（特許出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」の欄）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第１項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつて

は「○○の持分は、民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【発明者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【発明者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【特許出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【特許出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

21　代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【選任した代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

22　「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」の欄には予納台帳の番号を、「【納付金額】」の欄には手数料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」の欄には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」の欄には納付すべき手数料の額を記載する。

23　第23条第６項の規定により産業技術力強化法第17条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特定研究開発等成果に係る特許を受けようとする出願であるとき又は第23条第７項の規定により科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条（同条第１号に係る部分に限る。）の規定により国がその一部のみを譲り受けたものに係る特許を受けようとする出願であるときは、「【代理人】」（備考27に該当する場合にあつては「【パリ条約による優先権等の主張】」、備考28に該当する場合にあつては「【先の出願に基づく優先権主張】」）の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「令和○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第１項の適用を受ける特許出願」若しくは「令和○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第１項の適用を受ける特許出願」又は「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条の規定により国がその一部のみを譲り受けたものに係る特許出願」のように記載する。

24　第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

25　第27条第２項の規定により特許法第73条第２項の定め又は民法第256条第１項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

26　第27条の４第１項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第30条第２項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載する。

27　第27条の４第３項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の欄の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の４第５項の規定により、第27条の３の３第３項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第２項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて同項に規定する優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）

28　第27条の４第３項の規定により、特許法第41条第１項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考27に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、

「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】
【出願日】
【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】
【出願日】

29　第27条の10第２項の規定により先の特許出願を参照すべき旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第38条の３第１項の規定による特許出願」と記載する。また、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、先の特許出願をした国又は国際機関の名称、先の特許出願の出願日及び先の特許出願の出願番号を記載する。

30　第27条の10第４項の規定により同項に規定する先の特許出願の認証謄本等を提出する場合であつて、その先の特許出願の認証謄本等における特許出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先願参照出願の出願人は、先の特許出願の認証謄本における特許出願人からその発明について特許を受ける権利を承継した者である。」のように記載する。

31　第27条の10第５項の規定により同条第４項に規定する先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先の特許出願の認証謄本は、特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇について、既に提出済みである。」のように記載する。

32　「（【提出日】　令和　　年　　月　　日）」には、なるべく提出する日を記載する。

33　「（【国際特許分類】）」の欄には、国際特許分類に関する1971年３月24日のストラスブール協定第２条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を２以上記載する場合は行を改めて記載する。

34　願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

35　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

36　とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

37　第31条第１項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、２以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考39において同じ。）。

【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】

38　特例法施行規則第６条第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】
【包括委任状番号】

39　第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第２項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。

40　特許法第41条第１項（同項第１号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第１項の規定による優先権の主張（同項第１号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。）を伴う特許出願」と記載する。また、同法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う特許出願」と記載する。

41　第27条の５第１項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】　配列表を記録した磁気ディスク　　1

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定） **第三十四条の五**　法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係るものを除くものとし、国際意匠登録出願に係る手続にあっては、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。	（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定） **第三十四条の五**　法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（国際意匠登録出願に係る手続については、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国土交通省令第十五号

タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第四十八条及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項の規定に基づき、タクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

タクシー業務適正化特別措置法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験） **第三十九条**　法第四十八条第一項の輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（以下「試験」という。）は、タクシー事業に係る法令、安全及び接遇に関し告示で定める事項に関する知識について筆記試験の方法により行うものとする。 （削る） （削る） 2～4　（略） （削る） （削る） 5・6　（略） （試験の免除） **第三十九条の二**　一の指定地域で行われた試験に合格した者が、当該試験に合格した日から起算して二年以内に、当該指定地域以外の指定地域においてタクシーの運転者になろうとする場合には、その申請により、試験を免除する。	（輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験） **第三十九条**　法第四十八条第一項の輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（以下単に「試験」という。）は、次に掲げる科目ごとに、告示で定める事項に関する知識について筆記試験の方法により行うものとする。 一　タクシー事業に係る法令、安全及び接遇 二　当該指定地域に係る地理 2～4　（略） 5　地方運輸局長は、第一項各号に掲げる科目のいずれか一科目について合格点を得た者に対し、当該合格点を得た科目を通知する。 6　前項の通知は、第十七号の二様式による科目合格通知書により行うものとする。 7・8　（略） （試験科目の一部免除） **第三十九条の二**　一の指定地域で行われた試験において前条第一項第一号及び第二号に掲げる科目について試験を受け、そのいずれか一科目について合格点を得た者が、当該試験に係る同条第五項の通知があった日から起算して二年以内に、当該指定地域で行われる試験を受ける場合には、申請により、当該合格点を得た科目に係る試験を免除する。 2　一の指定地域で行われた試験に合格した者が、当該試験に合格した日から起算して二年以内に、当該指定地域以外の指定地域で行われる試験を受ける場合には、申請により、前条第一項第一号に掲げる科目に係る試験を免除する。

（登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行う場合における規定の適用）

第四十一条　登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行う場合における第三十九条第二項から第四項まで及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「地方運輸局長」とあるのは、「登録実施機関」又は「適正化事業実施機関」とする。

（試験手数料）

第四十二条　試験を受けようとする者は、三千四百円の手数料を地方運輸局長（登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行う場合には、当該登録実施機関又は適正化事業実施機関）に納付しなければならない。

第十七号の二様式を削る。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第二条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（乗務距離の最高限度等） **第二十二条**　交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域（以下この条、次条及び第五十条第八項において「指定地域」という。）内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、次項の規定により地方運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。 ２　前項の乗務距離の最高限度は、当該指定地域における道路及び交通の状況並びに輸送の状態に応じ、当該営業所に属する事業用自動車の運行の安全を阻害するおそれのないよう、地方運輸局長が定めるものとする。 ３　地方運輸局長は、指定地域の指定をし、及び前項の乗務距離の最高限度を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 （運行記録計による記録） **第二十六条**　（略） ２　事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域（以下この項及び次項において「指定地域」という。）内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（当該許可を受ける個人のみが自動車を運行することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）を除く。）は、指定地域の指定があつた日から一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日以後においては、指定地域内にある営業所に属する運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合（事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を運転者等ごとに整理して一年間保存しなければならない。 ３　地方運輸局長は、指定地域の指定をし、及び前項の日を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。	（乗務距離の最高限度等） **第二十二条**　交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、次項の規定により地方運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。 ２　前項の乗務距離の最高限度は、当該地域における道路及び交通の状況並びに輸送の状態に応じ、当該営業所に属する事業用自動車の運行の安全を阻害するおそれのないよう、地方運輸局長が定めるものとする。 ３　地方運輸局長は、第一項の地域の指定をし、及び前項の乗務距離の最高限度を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 （運行記録計による記録） **第二十六条**　（略） ２　事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（当該許可を受ける個人のみが自動車を運行することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）を除く。）は、地域の指定があつた日から一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日以後においては、指定地域内にある営業所に属する運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合（事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を運転者等ごとに整理して一年間保存しなければならない。 ３　地方運輸局長は、前項の地域及び日の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行う場合における規定の適用）

第四十一条　登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行う場合における第三十九条第二項、第三項、第四項、第五項及び第八項の規定の適用については、これらの規定中「地方運輸局長」とあるのは、「登録実施機関」又は「適正化事業実施機関」とする。

（試験手数料）

第四十二条　試験を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、同表の中欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額の手数料を地方運輸局長（登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行う場合には、当該登録実施機関又は適正化事業実施機関）に納付しなければならない。

科目	地域	金額
タクシー事業に係る法令、安全及び接遇	指定地域	三千四百円
当該指定地域に係る地理	指定地域（特定指定地域を除く。）	二千六百円
	特定指定地域	三千四百円

（地図の備付け）

第二十九条　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（次項の規定の適用を受けるものを除く。）に少なくとも営業区域内の次の各号に掲げる事項が明示された地図であつて地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。

一～四　（略）

2　一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機能を有する機器を備えておかなければならない。

一　電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の前項各号に掲げる事項が明示された地図であつて同項の規格に適合するものに限る。）をいう。次号において同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能

二　当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能

三　当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能

（乗務員等台帳及び乗務員証）

第三十七条　（略）

2　（略）

3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一～四　（略）

4・5　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則（次項において「旧規則」という。）第三十九条第一項第一号の科目について合格点を得た者であって、同条第五項の通知があった日から起算して二年を経過していないものがタクシーの運転者になろうとする場合には、その申請により、この省令による改正後のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第三十九条第一項に規定する試験（次項において「新試験」という。）を免除する。

3　タクシー業務適正化特別措置法第二条第五項に規定する指定地域内の営業所に属する登録運転者（同法第三条第一項に規定する登録運転者をいう。以下この項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものが乗務する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）に係るこの省令による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第二十九条の規定の適用については、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

一　この省令の施行の際現に当該指定地域内の営業所に属する登録運転者である者（当該指定地域で行われた新試験に合格してタクシー業務適正化特別措置法第四条第一項の登録（次号イにおいて「登録」という。）を受けた者を除く。）

二　施行日以後に当該指定地域内の営業所に属する登録運転者となった者であって、次のいずれかに該当するもの

イ　登録の申請前二年以内に通算九十日以上当該指定地域内において一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者であった者（既に当該指定地域で行われた新試験に合格して登録を受けた者を除く。）

ロ　施行日前に当該指定地域で行われた試験について旧規則第三十九条第四項の合格証の交付を受けた者であって、当該合格証の交付を受けた日から起算して二年を経過していないもの

ハ　施行日前に当該指定地域で行われた試験において旧規則第三十九条第一項第二号に掲げる科目について合格点を得た者であって、同条第五項の通知があった日から起算して二年を経過していないもの

（地図の備付け）

第二十九条　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に少なくとも営業区域内の次の事項が明示された地図であつて地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。

一～四　（略）

（新設）

（乗務員等台帳及び乗務員証）

第三十七条　（略）

2　（略）

3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一～四　（略）

4・5　（略）